

消防隊による救急活動支援実施要綱

平成13年3月27日浜消達第37号

平成17年11月4日浜消達第181号

改正 平成19年6月8日浜消達第100号

改正 平成22年3月29日浜消達第199号

(目的)

第1条 この要綱は、消防隊員が実施する救急活動の支援（集団救急事故に該当するものを除く。）について必要な事項を定め、医療機関等への迅速な搬送、救命率の向上及び市民の安全確保を図ることを目的とする。

(出動基準)

第2条 次の各号に掲げる場合に、消防隊が救急隊と同時又は救急隊の要請により出動（以下「PA連携出動」という。）するものとする。ただし、情報指令課の119番受信時に通報者が拒否し、その必要性がないと判断される場合は出動しないものとする。

(1) 迅速に医療機関へ搬送する必要のある場合

ア CPA患者若しくは意識レベルがJCS300(痛み刺激に全く反応しない状態)で呼吸及び脈拍について情報が得られない患者が発生したと予想される場合

イ 高所(概ね10m以上の箇所)からの墜落等の受傷機転から救命事案であると判断できる場合

ウ 冷汗を伴う胸痛かつ呼吸困難のある場合

(2) 搬送困難等で次に該当する場合

ア 2階以上の階又は地階で発生した事案、大規模建築物内で発生した事案(水平距離が大きい等)、狭隘な場所で発生した事案等で救急隊のみでは収容が困難となることが認められるとき。

イ 傷害事件等で救急隊員及び傷病者を保護する必要があると認められるとき。

ウ 円滑な救急活動に支障が生じる恐れがある繁華街等で発生したとき。

エ 複数の救急隊の出動を要する事案で現場が混乱していると予想される時(救助事案、集団災害に該当しないもの。)

オ 交通事故等の2次災害が発生する恐れがあるとき。

(出動隊)

第3条 出動する消防隊は、原則として直近の消防ポンプ隊又は消防タンク隊とする。ただし、事案の内容により必要な場合は、救助隊も出動することができる。

2 前項の場合において救助隊が出動する場合には、次条以下において消防隊として扱うものとする。

(指揮)

第4条 PA連携出動時の指揮は、救急隊長が執るものとする。

2 相互に指示及び連絡を執るため、救急隊長は無線の消防波を使用するものとする。

(活動要領等)

第5条 消防隊は、救急隊の活動の支援を主眼とし、次の活動を行うものとする。

- (1) 傷病者の搬送補助
- (2) 資器材の搬送補助
- (3) 傷病者の安全管理
- (4) 救急隊の必要とする情報収集活動
- (5) 先着した場合の傷病者に対して行う応急処置
- (6) 先着した場合の救急隊の誘導
- (7) 救急車の管理
- (8) 救急隊員の行う応急処置の補助
- (9) その他救急隊長の指示する事項

(応急処置の範囲)

第6条 消防隊が行う応急処置の範囲は、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第44条第3項に規定する救急隊員の資格を有する者がいない場合は、当該資格の要件に抵触しない範囲とする。

- (1) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置
 - ア 気道確保
 - イ 人工呼吸
 - ウ 心臓マッサージ
 - エ 除細動
- (2) 止血に対する処置
- (3) 創傷に対する処置
- (4) 骨折に対する処置
- (5) 体位管理、保温
- (6) その他

(服装)

第7条 服装は、浜松市消防吏員等服制規則(昭和37年市規則第35号。以下「規則」という。)別表に規定する活動服(救助隊の場合にあっては救助服とする。)及び保護帽を基本とし、小隊長又は中隊長(以下「消防隊長」という。)は、感染防止に留意するものとする。

2 PA連携出動の場合であっても、他の災害等に備えて規則別表に規定する防火衣等は携行するものとする。

(資器材等)

第8条 消防隊が積載する応急処置用の資器材は、別表のとおりとする。

(他の災害発生時等の措置)

第9条 消防隊は、P A連携出動時に火災等の他の災害が発生した場合においてもP A連携活動を継続するものとする。ただし、直近等で災害が発生した場合は、消防隊長及び救急隊長の判断により出動することができる。

2 前項の場合において、消防隊長は直ちに情報指令課に報告し、指示を仰がなければならない。

3 消防隊長は、P A連携出動の必要がなくなった場合又は活動が終了した場合は、直ちに次の災害に出動できるようにA V Mにより「引揚」登録を行うものとする。

(報告書)

第10条 P A連携活動を実施した消防隊は、浜松市警防規程(平成17年浜松市消防本部訓令甲第2号)第73条第3号に基づき報告するものとする。この場合において、災害種別は救急支援とし、出動隊(救急隊に係るものは除く。)の報告は、災害活動報告書とする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日から施行する。

別表（第8条関係）

消防隊が積載する応急処置用の資器材

1	手袋	10（ディスポタイプ）
2	白衣（大・1、中・2）	3（ディスポタイプ）
3	マスク	10（ディスポタイプ）
4	ポケットマスク	1
5	三角巾	5
6	ガーゼ（10枚入り）	2
7	サージカルテープ	3
8	ソフトシーネ（中・1、小・1）	2
9	救急シート	2
10	救急包帯	3
11	救急包帯多頭帯	3
12	救急タオル包帯	2
13	万能ハサミ	1
14	収納バッグ	1